

評議員規則

(目的)

第1条 この規程は評議員の任務に関する事項を規定する。

(選任)

第2条 評議員は会員の中から理事会において選考し、会長が委嘱する。

(推薦単位)

第3条 評議員は各都道府県単位に1名及至数名を委嘱する。

(任務)

第4条 評議員は各都道府県地域の会員拡大に協力するとともに理事選出母体としての性格を持ち、地域発展に寄与するものとする。

(事業委嘱)

第5条 評議員には必要に応じ、学会業務を委嘱することがある。ただし業務については事業担当常務理事の指示指示に従うものとする。この名称は〇〇担当評議員とする。

(評議員会)

第6条 評議員会を毎年1回通常総会当日に開催し、学会運営について意見を聞き、協議するものとする。

(任期)

第7条 評議員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。

(施行)

第8条 本規則は昭和62年9月5日から施行する。
本規則は平成2年5月12日改正、施行する。
本規則は平成5年6月26日改正、施行する。